|  |
| --- |
| D:\11雑貨と生きもの\食べもの\食べもの11.PNG平成２９年度保育士・保育所支援センター保育士就職支援ミニセミナー 参加費無料お茶を飲みながら現役保育士と語る「保育の集い」開催要項 |

現役保育士の先生を講師として招き、保育現場の様子やエピソードをお話しいただきます。誰もが、失敗もあれば、かけがえのない経験もします。そんな体験談を聴き、ご自身も経験を語ってみませんか？お茶を飲みながら参加者同士で楽しく意見交換ができ、好評をいただいているセミナーです。皆さんから勇気をもらって、就職に向けての参考にしてください。

◆**対象者**

◇保育士として、ブランクのある方　　　◇保育士資格はあるけれど勤務経験のない方

◇保育士資格取得を目指している、または、資格取得に関心のある方

◆**実施日程**

◇詳しくは裏面をご覧ください。

◆**内容**　120分間

|  |  |
| --- | --- |
| 項目 | 講師 |
| オリエンテーション・自己紹介30分間 | ◆東部会場◇社会福祉法人鳥取福祉会　めぐみ保育園園長　山本　克宝　先生◆西部会場◇社会福祉法人尚徳福祉会　認定こども園ベアーズ園長　藤本　千代美　先生 |
| 講師による体験談や現場のお話30分間 |
| お茶を飲みながらの参加者交流60分間 |

**◆申込方法／希望する日程を裏面から選び、下記の連絡先まで、電話・ファクシミリ・メールでお申込みください。**

**◆申込事項／①お名前　②住所　③年齢　④電話番号及び繋がりやすい時間帯　⑤希望する開催日をお知らせください。**

****

申込み・お問い合わせ

**主催　鳥取県社会福祉協議会　保育士・保育所支援センター**（担当　中井、栗山）

〒６８９－０２０１鳥取市伏野１７２９－５　県立福祉人材研修センター

電　　話　０８５７－５９－６３３６

ファクシミリ ０８５７－５９－６３４１

E-mail　nakaik@tottori-wel.or.jp

◆**保育士就職支援ミニセミナーの日程**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 開催日 | 時間 | 会場 |
| **第１回　東部****平成２９年８月２９日（火）**◇申込期限8/24 | １３時３０分～１５時３０分◇受付13時～ | 県立福祉人材研修センター2F学習室（鳥取市伏野1729-5） |
| **第２回　西部****平成２９年８月３１日（木）**◇申込期限8/24 | １３時３０分～１５時３０分◇受付13時～ | 米子市福祉保健総合センターふれあいの里　4F研修室1（米子市錦町1-139-3） |
| **第３回　東部****平成３０年１月２４日（水）**◇申込期限1/19 | １３時３０分～１５時３０分◇受付13時～ | 県立福祉人材研修センター2F学習室（鳥取市伏野1729-5） |
| **第４回　西部****平成３０年１月２６日（金）**◇申込期限1/19 | １３時３０分～１５時３０分◇受付13時～ | 米子市福祉保健総合センターふれあいの里　4F研修室1（米子市錦町1-139-3） |

◇各回の定員は10名です。

◇セミナー終了後、ご希望により就職相談も行います。

◆**このほかにも以下のセミナーや貸付け事業を行っています。詳細はお問い合わせください。**

◇各種セミナーの開催

|  |  |
| --- | --- |
| 名称 | 内容 |
| 保育士就職支援セミナー座学保育のブランクを埋める「保育所保育指針の要点と解説」随時・定期開催　180分間 | 保育に係る動向から、新しくなった保育所保育指針の要点と過去との比較も含めて解説し、現場で働くにあたり、基礎知識の修得を目指すセミナーです。 |
| 保育士就職支援セミナー実習保育のブランクを埋めるための「保育の職場体験」随時開催　1～5日間 | 職場体験を通して、現在の現場の様子や保育士の仕事について把握し、就職に向けての参考や仕事のやりがいを見つけるきっかけとするセミナーです。 |

◇新たに保育士として保育所等において週20時間以上の勤務を行う方への貸付け事業

|  |  |
| --- | --- |
| 種別 | 内容 |
| （1）未就学児に係る保育料 | 保育料の半額（月額2万7千円、1年間を限度とする） |
| （2）就職準備金 | 就職の準備に要する経費（40万円、1回を限度とする）（例）通勤用の自転車購入、宿舎の礼金、被服　等 |
| （3）未就学児に係る預かり支援事業利用料 | ファミリーサポートセンター事業、ベビーシッター派遣事業その他の子ども預かり支援に関する事業の利用料の半額 |

※当該保育所等において2年間以上勤務した時、返還免除となります。

　※（2）(3)の対象となるには離職期間等の追加条件があります。